

石垣市証明書コンビニ交付システム
構築にかかる仕様書

平成28年11月

石垣市 市民保健部 市民課

1 システムに関する概要

(1) システムの範囲

①クラウド型コンビニ交付システム

(2) 本市の概要（平成 28年3月31日現在）

①人口・世帯数：48,328人（内外国人：308人）22,966世帯

②戸籍数・人口：21,247件、54,673人

③印鑑登録者数 26,664人

④住民登録関係証明書： 発行数 31,480件

⑤印鑑登録証明書： 発行数 14,570件

⑥戸籍関係証明書： 発行数 12,310件

⑦所得課税証明書： 発行数 13,890件

(3) コンビニ交付システムで発行する証明書種類

①住民票（住民票記載事項証明書を含む）

②印鑑登録証明書

③戸籍全部事項証明書、戸籍一部事項証明書

（非住所本籍人の戸籍証明機能証明を含む）

④戸籍附票の写し

⑤所得証明書、課税（非課税）証明書

（本市証明書様式5種類に対応）

(4) 履行期間および稼働日

①履行期間 契約締結日から平成29年12月28日まで

②稼働日 本市と協議の上決定する（但し平成29年度内）

(5) 履行場所

石垣市役所および受託者事業所内、または本市が承認した場所

(6) 本市システムの状況

①住民記録・税システムベンダー：沖縄行政システム株式会社

②戸籍システムベンダー：富士ゼロックスシステムサービス株式会社

③LGWAN保守ベンダー：株式会社富士通エフサス

(7) その他

①コンビニ交付サービスの提供時間 6：30～23：00

2 システムの仕様

(1) マイナンバー制度対応の構築

- ①マイナンバー制度において利用される個人番号カードの公的個人認証サービス（JPKI）を用いた本人認証の仕組みに対応すること。
- ②公的個人認証サービス（JPKI）を用いた非住所本籍人の戸籍証明交付機能に対応すること。

(2) 広域交付インターフェース準拠のクラウド型コンビニ交付システムの提供

- ①地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）発行の「証明書交付サービス仕様書」、「証明書交付サービスガイドライン」、「広域交付システム要件定義書」、「広域交付システムインターフェース仕様書」等に準拠すること。
- ②本市の住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍附票・所得証明書・課税（非課税）証明書の各様式に従い、コンビニ交付用証明書の帳票書式は窓口発行証明書と同様のレイアウトとすること。なお、各証明書の様式サンプルについては、本市より提供する。

(3) LGWAN-ASPセグメントの構築

- ①証明発行サーバを設置するデータセンターにおいて、コンビニ交付におけるLGWAN-ASPアプリケーションおよびコンテンツサービス提供が可能であること。
- ②基幹システムと証明発行サーバとの接続は、ファイアウォール等を用いたルーティングによって論理分断し、証明書データベースに係る通信のみ疎通可能とするように設定すること。
- ③上記セグメントを構築するために必要とされるネットワーク機器については、すべて用意すること。なお、既に敷設しているネットワーク機器の設定に作業が生じる場合は、当市にて行うものとする。

(4) 運用管理機能の構築

- ①システム障害発生時には、画面と音によって障害を通知し、「どこで、どのような」障害が発生しているのか、本市において即時に確認できること。
- ②システム障害の発生などにより、各種証明データ（発行禁止など）の確認が必要となることを想定し、本システムで導入する端末からコンビニで発行するすべての証明書をPDFではなくデータを参照して確認ができること。
- ③各証明書の証明発行数については、即時に確認が可能であること。また、発行者一覧・都道府県別・発行場所別・年齢別・時間帯別等の統計帳票の発行が可能である

こと。

④カード紛失時に、対象者の証明書の発行抑止が行えること。

(5) 休日・時間外戸籍発行抑止システムの構築

①法務省の基準に準拠し、休日・時間外の戸籍届出書受領に対して、該当戸籍の発行抑止処理が行なえるシステムとすること。

②抑止した情報については、市民課において抑止者リストの出力ができること。

③抑止処理された該当戸籍は、戸籍システム上で保留設定状態になること。

④戸籍システムでの決裁処理によって、発行抑止は解除されること。

(6) 提供システムの構築方法

①クラウド型とする。

3 既存システムとの連携の仕様

(1) 既存システム（住民記録および戸籍）から出力されたデータを基に証明発行サーバに連携するためのシステムの構築

①住民票、印鑑登録証明書および所得課税（非課税）証明書の発行に必要な本市既存システムのデータは、構築時に証明データベースサーバ内に当初複製データを作成すること。（戸籍および附票データについては原本からの発行とするため、複製を持たせない方式とすること。）

②当初複製データの作成後は、異動のあった情報のみを既存システムから証明データベースサーバ内に転送すること。

③受託者は文字等の変換を行ない、証明データベースサーバ内にデータを取り込むこと。

④転送データは、オンラインでの転送とすること。

⑤戸籍および附票証明書について、戸籍システムから戸籍証明書PDFを取得すること。

⑥オンラインで取り扱う情報は、住民票データ、印鑑データ（印影含む）、戸籍データおよび所得データ・課税（非課税）データとすること。

⑦連携システムの稼動状況を監視用端末等の画面に表示させ、その表示の色および音声で、正常又は異常が即座に確認できる仕組みを構築すること。

⑧異動データの連携が正常に行われているか否か、随時、監視（5分程度）することができる仕組みを構築すること。

⑨当市が現在、住民票もしくは戸籍で使用している文字については、内字外字を問わず全て字形を再現すること。文字同定作業によって作成すべき文字が生じた場

合は、当初複製データ作成時までには作成すること。

- ⑩システム稼働後、住民記録システムで外字が新たに発生した場合において、コンビニ交付システムが対象となる字形を既に保有していれば、職員の手で住民記録側の外字と結び付けを即座に行い、コンビニ交付で利用できる機能があること。
- ⑪データの形式などについては、提案者ごとに異なることが考えられるため、本市および既存の基幹システムベンダーと協議の上、決定すること。
- ⑫既存システムとの連携は前例のある方法とし、可能な限り新規開発が発生しないように合理的かつ必要最小限の範囲とすること。
- ⑬本市既存システムとのデータ連携が中間サーバを経由して容易に利用できること。なお、中間サーバについては、本市庁舎内、もしくはデータセンターのいずれかに設置するものとする。

4 データセンターの運用仕様

(1) セキュリティ要件

- ①財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークの認定を取得していること。
- ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「JIS Q 27001」、 「ISO/IEC27001」の認証を受けていること。
- ③サーバ室管理区域に作業のために入退室の際は、IC カード等の認証機能にて管理すること。
- ④データセンター内およびサーバ室内においては、24 時間 365 日、カメラ等による監視ができること。
- ⑤磁気記録媒体やパソコン等を持ち込む場合は、ウィルスチェック等により安全を確認すること。
- ⑥作業で使用する磁気記録媒体等のデータを記録したものの紛失等が起こらないように十分な対策を講じること。
- ⑦サーバ等の ID、パスワードは利用を許可された担当者のみ利用可能とすること。
- ⑧地震や津波・水害の発生しやすい地域を避けたところに立地していること。

(2) データセンター要件

- ①震度 6 強以上の地震に耐え得る耐震構造を採用した建物で、建物内の設備や機器等に損害を与えない構造であること。
- ②火災報知設備、消火設備、非常照明設備等の建築設備が設置されていること。また、サーバールームは、設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガス（窒素ガス等）の消火設備を設置していること。
- ③電力会社から 2 系統以上で受電していること。また、商用電力の供給が停止した場合、コンピュータシステムに影響を及ぼさない状態を確保できるよう十分な容

量を持つ非常用自家発電設備が設置されていること。自家発電設備は、無給油で48時間以上連続運転可能であること。

- ④温度、湿度は機器等の安定稼働に影響を及ぼさないように、一定の温度および湿度で保たれていること。
- ⑤サーバを設置するに当たっては、ラックに格納して固定する等、耐震対策を講じること。
- ⑥サーバ等の電源については、無停電電源装置を導入すること。

(3) データセンター設置クラウドサーバの要件

- ①OSは、Windows Server 2008以上とする。また、ソフトウェアの能力が十分に発揮できるCPU・メモリを有していること。
- ②業務の停止を防止するため、各サーバは冗長化構成とすること。
- ③日々のデータのバックアップができる機能を備えること。
- ④各サーバには、無停電電源装置を備えること。
- ⑤24時間365日運用可能であること。ただし、メンテナンス等による稼働中止はこの限りでない。

5 アフターフォロー

(1) 保守体制

- ①専門的な知識を必要とする運用上の作業およびシステム保守作業、機器保守作業は受託者が行うこと。
- ②コンビニ交付サービスの稼働時間に準じたサーバ機器などを含め、システム全体の稼働時間、保守体制などを提案すること。
- ③システムの定期的なメンテナンスを行うこと。
- ④スムーズな保守手配を行うため、受託者はハード及びソフトに関して区別することなく受付を行うことができる窓口を準備すること。
- ⑤既存基幹システムとコンビニ交付システムの連携に関する障害が発生した場合、責任区分の切り分けについては、受託者の責任において行い、基幹システム提供ベンダーと協力し障害を復旧できる保守体制を整えること。
- ⑥ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスに対応可能なこと。
- ⑦システムのバージョンアップやバグ修正等においては、十分な検証作業を行ったのち、本番環境へ適用すること。
- ⑧問合せの窓口を明確にし、本市からのシステム機能や操作等に関する問い合わせに即座に対応が可能なこと。また、本市からの問い合わせに対応するサポート窓口を西日本と東日本に各1拠点以上開設していること。

(2) システムの研修

本市が円滑にシステムを運用できるように、システム導入時における操作研修、システムの運用に関する助言および指導を行なうこと。

(3) データセンターにおけるシステム運用監視

- ①データセンターにおける運用監視業務は、24時間365日体制で有人監視し、異常を予兆段階で早期に発見する等して障害を未然に防ぐこと。
- ②監視ソフト等により、システムログ、CPU使用率、メモリ使用率等のサーバやネットワーク機器の稼働状況、個人情報や機密情報が保管されたサーバへのアクセス状況監視、アクセスログ保管を監視すること。また、一日複数回、目視によりサーバやネットワーク機器の稼働状況を監視すること。
- ③データの保護並びにシステム障害発生等の円滑なデータの調査および復旧のため、毎日、データベースサーバに記録されたデータをバックアップして保管すること。
- ④データセンター内およびサーバ室内の入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（ICカード等）により、許可された者のみ入退室が可能なこと。
- ⑤サーバ室のラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。
- ⑥証明用データについては、証明発行サーバ上、市町村ごとに論理的に分割されており、他市町村のデータについてアクセスできないように論理的独立性を確保すること。

7 導入に係る申請手続きなどのサポート体制

- (1) システム構築における申請手続きなどのサポート体制を実現すること。

8 その他

本仕様書に定めがない事項については、委託者と受託者は誠意をもって協議し、定めるものとする。